笠間市上水道転換支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この規程は、飲用井戸から安全・安心な上水道への転換を促進するため、上水道転換を行う者に対して予算の範囲内において笠間市上水道転換支援事業補助金（以下「補助金」という）に関し、笠間市補助金等交付規則（平成１８年笠間市規則第３２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　飲用井戸　笠間市安全な飲料水の確保に関する条例（平成２６年笠間市条例第１６号）第２条第１項第５号に規定する飲用井戸等であって、飲用に供する井戸をいう。

（２）　上水道転換　飲用井戸を利用する者が新たに上水道（水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第２項に規定する水道事業であって、計画給水人口が５，００１人以上のものをいう。）に接続することをいう。

（３）　水道加入者　飲用井戸から上水道に加入しようとする者（居住目的のものに限る。）をいう。

（４）　加入金　笠間市水道事業給水条例（平成１８年笠間市条例第１７２号）第２７条に規定する水道加入金をいう。

（５）　工事費用　市の布設する配水管への接続に係る費用のうち、配水管から量水器までの区間に係る費用をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条の補助対象経費を負担する水道加入者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

（１）　令和３年３月３１日以前に茨城県内の市町村において実施された水

道加入促進に係る補助事業による加入金等の減免措置等を受け、水道加入したことがある者

（２）　令和３年４月１日以降に、茨城県水道普及促進支援事業の補助金交付により加入金等の減免措置を受けて水道加入したことがある者

（３）　既に加入している水道の増口径をしようとする者

（４）　住宅が借家等で水道加入しようとする者の所有ではなく、また、賃貸人等その所有者の同意の確認ができない者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、笠間市の区域において、補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の４月１日から翌年の２月２８日までの間に生活用飲用水として上水道転換を行う水道加入者が負担する加入金及び工事費用とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、上水道転換１件につき次に掲げる額を合算した額を補助する。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）　加入金１件につき３０，０００円とする。

（２）　工事費用１件につき３０，０００円を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、水道事業の管理者としての権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（１）　加入金の補助を申請する場合は、加入金を納付したことを確認できる書類

（２）　工事費用の補助を申請する場合は、工事費用が確認できる書類

（３）　その他管理者が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第７条　管理者は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　管理者は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の変更交付の申請）

第８条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式第４号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

２　交付決定者は、上水道転換が予定の期間内に完了しない場合、又は上水道転換の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告してその指示を受けなければならない。

３　管理者は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金変更承認・不承認決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、上水道転換について当該年度の２月２８日までに笠間市水道事業給水条例施行規程（平成１８年笠間市水道事業管理規程第２２号）第１１条第１項に定める竣工検査に合格することにより、実績報告とする。

（補助金の額の確定）

第１０条　管理者は、前条の規定により竣工検査に合格した交付決定者に対して速やかに補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定による通知を受けた交付決定者（以下「事業完了者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第７号）を管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項の規定により請求を受けたときは、当該事業完了者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し又は返還）

第１２条　管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金交付の条件に違反したとき。

（４）　交付の決定後生じた事情の変更等により補助金の全部又は一部が必要でなくなったとき。

（その他）

第１３条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（失効）

２　この規程は、茨城県上水道転換支援事業が終了した日をもって、その効力を失う。